

令和3年5月31日

障害児通所支援事業所 各位

碧南市福祉こども部福祉課長

緊急事態宣言発令による新型コロナウイルス感染症対策に係る障害児通所支援の対応について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、令和3年5月に発出された愛知県の緊急事態宣言が令和3年6月20日まで継続されるに伴い、本市の取扱いについては下記のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

#### 記

##### 1 代替的なサービスの提供について

令和3年5月11日付けの通知において、障害児通所支援における代替的なサービスの提供を令和3年5月12日から令和3年5月31日まで適用可能としていましたが、引き続き令和3年6月20日まで適用できるものといたします。なお、感染状況により緊急事態宣言が早期に解除された場合であっても本取り扱いの終期は変更いたしません。

また、代替的なサービスとして在宅におけるサービス提供を行う場合は、サービスの質の向上及び提供状況の把握のため、在宅サービス提供状況報告書を作成し、翌月10日までに下記担当までご提出ください。なお、総括表につきましてサービス種別欄を設けましたので、サービス種別を記入のうえご提出ください。

##### 2 その他

本市で支給決定をしている利用者で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、速やかに下記担当までご一報ください。また、国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性がありますのでご承知おきください。

【担当：問合せ先】 碧南市福祉こども部福祉課社会福祉係

電 話 0566-95-9884（直通）

FAX 0566-48-2940

Eメール fukusika@city.hekinan.lg.jp